

第1部第4章 学士課程の教育内容・方法・成果

＜点検・評価項目⑨は専門職大学院項目のため割愛＞

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

＜現状説明＞

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

本学は、「実学教育」あるいは「実地応用の素を養う」という建学以来の教育理念の下、「イギリス流の経験主義・合理主義を基礎とした実学の伝統を継承しつつ、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の理論及び応用を教授・研究することによって、個性豊かな人材の育成を通じた文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献するという使命の下に、実地応用の素を養うために求められる基礎・基本を重視した教育、社会の課題を自らの課題として捉えられる問題発見・解決力を涵養する実地応用教育を展開することで、幅広い教養と異文化に対する理解力・コミュニケーション能力を基礎とする豊かな感性と人間力を備え、高度な専門性を有し国際社会に貢献できる人材の育成」を主たる教育目標として掲げている。

本学では、大学の理念・目的、教育目標を踏まえながら、大学全体の卒業認定・学位授与の方針を定め、同方針および学則で定める各学部における人材養成に関する目的に基づいて学部・研究科ごとの学位授与の方針を定めている。本学の学位授与の方針については、「教育活動に関する三つの方針策定にあたっての基本方針」に基づき、＜養成する人材像＞、＜卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度＞について各ポリシー間の一体性・整合性に留意しつつ、各学部における学修を通じて学生が修得すべき成果としての知識・能力・態度等について具体的に記述することとなっている。これらは本学公式 Web サイトや大学案内等を通じて学内外に広く公表している。

各学部・研究科の3つのポリシーについては、絶えず検証を行い、必要に応じて見直しを行うこととしており、2019 年度には大学評価委員会が中心となり、既存のすべての学部において見直しを行った。見直しにあたっては、学修成果の把握・可視化の推進を意図して、「卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度」の記述方式について、①学生を主語とする、②文末を行為動詞とすることを全学統一的行った。また、改定内容については学内第三者チェックを行うことで、様々なステークホルダーにとって分かりやすい内容となるように配慮している。

なお、各学部の「学位授与の方針」等についての詳細は、各学部に係る記述をご参照いただきたい。

＜点検・評価結果＞

本学においては、＜卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度＞を明示した学位授与の方針が全ての学部で策定・公表されており、適切なものとなっている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

＜現状説明＞

○教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

先に述べたとおり、本学では、大学の理念・目的、教育目標及び人材養成の目的を踏まえた「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を学部単位で設定している。本学では、この学位授与の方針の設定に併せて、これを具現する上で必要かつ適切な教育を提供するための「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」を設定している。設定に際しては、「教育活動に関する三つの方針策定にあたっての基本方針」に基づき、＜カリキュラムの基本構成＞、＜カリキュラムの体系性＞について、各ポリシー間の一体性・整合性に留意しつつ、具体的に記述することとしている。

これらは本学公式 Web サイトや履修要項を通じて公開することで、教職員・学生の認識の共有を図るとともに、学則に定める教育研究上の目的の具現と、これを裏付ける学位を修得するにあたって提供する教育の質の保証に努めているところである。

なお、各学部の「教育課程編成・実施の方針」についての詳細は、各学部に係る記述をご参照いただきたい。

各学部における教育目標、学位授与の方針及び教育課程編成・実施方針に関しては、本学公式 Web サイトをはじめ、履修要項等を通じて公開し、学生、教職員はもちろんのこと、志願者をはじめとするステークホルダー、社会に広く周知を行っている状況にある。また、教員に関しては、特に非常勤教員に対しても、全ての教員がこれらの目的・方針等を十分に理解した上で本学における教育活動に携わることが重要であるとの認識の下、年度はじめに非常勤教員に対して配信する「兼任講師ガイドブック」にも、各学部の教育研究上の目的や学位授与の方針、教育課程編成・実施方針を明記し、十分な周知に努めている状況にある。

これらの方針等が十分に周知できているかについては、特に学生に関して、毎年度の自己点検・評価活動の一環として実施する、2年次生以上を対象とした在学生アンケートによって、その認識度合いを確認するよう努めているところであるが、2023年度における当該調査の結果においては、「所属学部のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー」について、「聞いたり読んだりしたことがあり、内容も理解している」学生が約2割、「聞いたり読んだりしたことはあるが、よく覚えていない」学生が約6割となっており、これらの情報に接触する在学生の割合は着実に高まっているものの、「知らない・または聞いたり読んだりしたことがない」学生が2割程度存在している実態を勘案すると、学生間におけるより正確な理解を促すための更なる努力が求められる状況にある。

○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

本学では2019年度に「教育活動に関する三つの方針策定にあたっての基本方針」を策定し、その中ではポリシー間の一体性・整合性に留意することを明記している。また、各組織にてポ

リシーが策定される際には、各ポリシーが適切に連関性を持っているか学内の第三者チェックを行うこととしている。

また、学位授与方針で示す「卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度」と教育課程編成・実施の方針に基づき各学部で開講する科目の連関性を明確にするために、各学部はカリキュラムマップを作成し、公式webサイト大学を通じて学内外に広く公表している。

なお、本学の自己点検・評価システムにおいては、7年毎に実施する「重点自己点検・評価」と、それ以外の年度に毎年実施する「年次自己点検・評価」を組み合わせた恒常的な自己点検・評価サイクルを有しており、毎年度実施するこれらの自己点検・評価活動の機会を活用し、各学部において組織的かつ継続的に当該学部における教育目標、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針の妥当性を検証している。また、学部によっては、これと併せて各学部における教育課程の見直し（カリキュラム改訂）等の諸改革のタイミングに合わせた検証を、学部独自に設置する改革委員会や教務委員会等において行い、各学部における教育目標及び人材養成の目的の実現に努めている状況である。

＜点検・評価結果＞

本学においては、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定・公表が適切に行われている。また、教育課程の編成・実施方針と学位授与の方針の連関性についても、学内第三者チェックやカリキュラムマップなどにより担保されており、適切なものとなっている。

＜長所・特色＞

特になし

＜問題点＞

在学生アンケート調査において、「所属学部のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー」について、「聞いたり読んだりしたことがあり、内容も理解している」と回答した学生が約2割、「聞いたり読んだりしたことはあるが、よく覚えていない」と回答した学生が約6割となっている。ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの内容を理解している回答者の割合は上昇傾向にあるものの、いまだ多くの在学生が各学部の教育目標や各種の方針等を的確に捉えずに修学している状況であり、改善を要する。

＜今後の対応方策＞

本学では2022年度より全学共通フォーマットに基づいた各学部のカリキュラムマップを作成・公開し、さらに2023年度からは全学共通ルールに基づく科目ナンバリング制度の運用を開始した。これらディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと密接に関係する取組みについて、積極的に学生に活用を促すことで、各ポリシーの認知度・理解度の向上を図っていく。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を

開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

＜評価の視点3は大学院対象項目のため割愛＞

評価の視点1：順次性のある授業科目の体系的配置がなされているか（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）

評価の視点2：専門教育・教養教育の位置付け（教育課程における量的配分、提供する教育内容等）（学部）

評価の視点4：各学位課程にふさわしい教育内容の設定

評価の視点5：初年次教育・高大連携に配慮した教育内容となっているか（導入教育の整備状況等）（学部）

評価の視点6：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

＜現状説明＞

○順次性のある授業科目の体系的配置（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）

○専門教育・教養教育の位置付け（教育課程における量的配分、提供する教育内容等）

（1）学士課程の基本構造

各学部の授業科目は、学部の専攻に関わる専門教育科目と、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い豊かな人間性を涵養する教養教育科目に大別され、それらは学則別表において一覧形式で明示されている。

専門教育科目は、各学部とも学科・専攻毎に設置されており、それらが概ね導入科目群、基本・基幹科目群、関連科目群、応用科目群のように年次・セメスターを追って順次、体系的に配置されている。

また、外国語科目、健康・スポーツ科目、総合教育科目等の教養教育科目については、各学部によって若干の相違はあるものの、例えば外国語科目や健康・スポーツ科目は1・2年次を中心に設置されるなど、年次・セメスターを追って順次、体系的に配置されている。

卒業必要単位数に占める専門教育科目と教養教育科目の割合は概ね2対1であり、このうち語学科目は学部によって異なるが8～24単位となっている。

[各学部における教育科目区分毎の卒業に必要な単位数一覧]

学部 (卒業必要単位)	専門教育科目	教養教育科目		
		総合教育科目	外国語科目	健康・スポーツ科目
法学部 (124 単位)	68～80 単位	20 単位	16～20 単位	※4 単位
経済学部 (133 単位)	62 単位	24 単位	14 単位	4 単位
商学部 (130 単位)	74 単位	16 単位	※6～12 単位	※2 単位
理工学部 (124～130 単位)	81～106 単位	16～31 単位	8～12 単位	※0～3 単位
文学部 (127 単位)	68 単位	29 単位	※8～16 単位	※1～3 単位
総合政策学部 (126 単位)	50 単位	4 単位	14～24 単位	—
国際経営学部 (124 単位)	64 単位	18 単位	16 単位	
国際情報学部 (124 単位)	68 単位	16 単位	8 単位	

※総合教育科目に含まれる

こうした科目配置及び科目区分は、深い教養をもとに社会の問題を自らの課題とし、これを解決する能力をもった人材を育成するという本学の教育目標を実現するために必要な内容と体系性を備えていると評価できる。

なお、学生がカリキュラムの順次性を意識して授業科目の履修選択を行いやすいよう、

各学部においては「履修系統図」「カリキュラムマップ」を作成しているほか、全学的な共通ルールに基づいて各授業科目に学修の段階や順序等を表す番号（「科目ナンバー」）を付すことで、より履修体系を明確化する「科目ナンバリング」制度を導入している。

（２）必修・選択の量的配分

各学部設置される専門教育科目と教養教育科目は、必修科目と選択必修科目、選択科目に区分されている。その量的配分は学部・学科によって異なるが、卒業必要単位のうち、カリキュラム上の科目区分毎に設定する最低修得単位数を修得することとしており、科目区分毎の上限修得単位数や各年次における履修可能な単位数の上限を設定することで、講義、実験・実習、演習等の科目を通じて修得した知識・能力を総合し、学士課程としてバランスを欠いた学修に陥らないように配慮している。

○各学位課程にふさわしい教育内容の設定

学校教育法第83条は「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」と定め、さらに大学設置基準第19条は、教育課程の編成について「教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する」とともに、その編成にあたっては、専門の学芸を教授し、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう求めている。

これらの規定を受けて本学では学則第2条において「その伝統及び私立大学の特性を生かしつつ、教育基本法に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の理論及び応用を教授・研究し、もって個性豊かな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献することを使命」とすると謳っている。

また、本学は「実学教育」あるいは「実地応用の素を養う」を建学以来の教育理念に掲げ、こうした教育理念の下、法学部、経済学部、商学部、理工学部、文学部、総合政策学部、国際経営学部、国際情報学部の8学部を設置しているが、いずれの学部も、学則第3条の2に固有の教育研究上の目的掲げ、その実現のために各々の「専攻に関わる専門の学芸」を教授する専門教育科目を系統的、段階的に編成するとともに、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」教養教育科目を適切に配置し、さらにグローバル化等に対応した外国語教育を重視しながら、深い教養をもとに社会の問題を自らの課題とし、これを解決する能力をもった人材の育成に努めている。

各学部における教育課程を構成する基本的な教育内容については、以下の通りである。

（１）教養教育

深い教養をもとに社会の問題を自らの課題とし、これを解決する能力をもった人材を育成するという本学の教育目標を達成するためには、教養教育が不可欠であり、本学においては、各学部一般教育科目である総合教育科目、異文化理解に必要な基礎能力とグローバル化に対応した外国語能力を養う外国語科目を設置している。また、基礎教育に関する責任体制については、各学部とも、担当者会議・部会等の組織が基礎教育の実施・運営を行っている。

①総合教育科目

本学学士課程における一般教育科目・健康・スポーツ科目は、「総合教育科目」という名称で設置されており、人文科学、社会科学、自然科学の分野からバランスよく設置するという配慮がなされている。また、こうした分野の知識を総合するために、総合的・学際的テーマでの複数教員によるリレー形式授業である総合講座や、少人数の演習形式での授業など、教育方法上の工夫を行っている。さらに、各学部とも、思想・哲学及び文学・芸術関連の科目を設置し、倫理性を培う教育を重視する姿勢を示している。

文系学部の情報教育については統計学などの数理教育と関連させながら科目が配置されている場合が多く、情報関連設備を活用したデータ処理の入門的授業から応用的な授業まで体系的に科目が配置されている。健康・スポーツ科目は実習的な科目のみでなく、健康・スポーツ科学、健康・スポーツ政策をはじめとする、スポーツや健康を学問的な対象として扱う授業科目を設置するなど、各学部とも工夫を行っている。

なお、本学では、一般教育科目及び健康・スポーツ科目について、各学部の一般教育担当専任教員及び保健体育科目担当専任教員と各学部の学部長から構成される会議体（一般教育科目連絡協議会及び保健体育教科運営委員会）が設置され、授業編成や授業実施に関わる事項について連絡・協議を行うこととなっているが、実質的にはこれらの科目の設置・編成と実施・運営については各学部の理念や教育目標に則して独自で行われる場合が多い。

②外国語科目

グローバル化の進展に対応するため、外国語能力の育成については各学部とも重要な課題と位置付け、1～2年次を中心に概ね2カ国語16単位程度（特定の学科では20単位以上）を必修としている。外国語の種類としては、英語、ドイツ語、フランス語、中国語は全学部で設置され、さらにスペイン語（法学部、経済学部、商学部、文学部、国際経営学部）、朝鮮語あるいは韓国・朝鮮語（法学部、経済学部、商学部、文学部、総合政策学部）、ロシア語（法学部、商学部、文学部、総合政策学部）、アラビア語（法学部、文学部、総合政策学部）等が複数の学部で設置されている。これ以外に文学部ではイタリア語、ラテン語、ギリシャ語が、総合政策学部には、マレー・インドネシア語、ペルシャ語、ヒンディー・ウルドゥー語が設置されている。また外国語運用能力を強化するという観点から、各学部ともオーラル・コミュニケーション関連の科目を置き、さらに習熟度の高い学生を対象とする上級コースも整備している。担当者については、オーラル・コミュニケーションを中心に当該言語を母語とするネイティブの教員を意識的に配置している。また、英語に関して、学部によってはTOEFLやTOEIC等を実施し、それらの点数をもとにクラス編成を行うことによって、学生の習熟度に応じた授業内容の設定や異文化理解に必要な基礎能力とグローバル化に対応した外国語能力を修得できるように配慮している。

（2）専門教育

学校教育法第83条は「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」と定めており、本学の各学部はこの規定に基づき、それぞれ掲げる学部・学科の理念・目的を実現するために「深く専門の学芸を教授研究」する専門教育を備えている。

各学部の専門教育は、学部によって名称の相違があるものの「専門教育」科目群として、

導入、基礎、発展という段階によって体系的に整備されている。この中の最も基礎的で基幹的な科目は必修科目あるいは選択必修科目として、主に1・2年次に配置され、その知識を前提として3年次、4年次に発展的・応用的な性格を持つ科目が積み重ねられる構成を取っている。

(3) 全学共通教育

本学における全学共通教育（学部間共通科目）については、「ファカルティリンケージ・プログラム（FLP）」「キャリアデザイン教育プログラム」「学術情報リテラシー教育プログラム」「AI・データサイエンス全学プログラム」「グローバルFLPプログラム」「短期留学プログラム」「外国人留学生のための日本語等教育プログラム」を置いている。

①ファカルティリンケージ・プログラム（FLP）

ファカルティリンケージ・プログラム（以下、「FLP」という。）は、各学部に設置されている授業科目を有機的にリンクさせることにより、学部・学科の枠を超えた新しい知的領域を体系的に学修し、学際的な観点から専門知識の修得と問題解決能力を高めることを目的とした全学的な教育プログラムである。FLPは、全学連携教育機構が運営しており、①環境・社会・ガバナンスプログラム、②ジャーナリズムプログラム、③国際協力プログラム、④スポーツ・健康科学プログラム、⑤地域・公共マネジメントプログラムの5つの教育プログラムから構成されている。その履修システムは、プログラム毎に指定された講義科目群と演習科目群の中から必要な授業科目を2年次～4年次に継続して履修するものであり、①・②・④・⑤のプログラムは講義科目10単位及び演習科目12単位、合計22単位の修得、③のプログラムについては講義科目20単位及び演習科目12単位、合計32単位の修得がプログラムの修了要件となっている。プログラムの修了要件を満たした学生には、修了証としてオープンバッジを授与している。オープンバッジは、国際標準規格準拠のデジタル技術を用いたスキルの新しい証明方法であり、紙媒体の修了証と違い偽造や改ざんに強く、デジタル履歴書やSNSでの公開など様々な場面での活用が可能となり、学修の積み重ねを自分から発信することが可能となっている。

FLPにおいては、演習科目が大きな特徴となっており、「プログラムとしての演習教育活動を軸に学生を育てていく」というFLP独自のコンセプトに基づいて見学調査、国内外実態調査等のフィールドワークの実施や専門家を特別講師として招聘するなど、実践的な教育活動を展開している。

②キャリアデザイン教育プログラム（キャリア・デザイン・ワークショップ）

学生のキャリアデザインを支援することを目的とする教育プログラムとして、「キャリア・デザイン・ワークショップ」を置いている。学部、学科を超えたグループ学習（ワークショップ）を通して、キャリア形成に必要なコンピテンシー（能力）を理解し、自らのコンピテンシーを把握し、職業生活に向け、学生生活で身につけるコンピテンシー要素を捉えていく科目となっている。

③学術情報リテラシー教育プログラム

大学で学ぶにあたって、基本的に身につけるべき学術情報の取り扱い方や自分の意見の発信方法を体系的に学ぶための「学術情報リテラシー科目」を開講している。実習を

通じて調べものの基本的スキルを学ぶ「学術情報の探索・活用法」（随意科目）、論文作成に必要なアカデミック・ライティングの技法を学ぶ「大学生のための論文作成の技法（基礎編）」および「大学生のための論文作成の技法（発展編）」の3科目を開講している。

④AI・データサイエンス全学プログラム

AI やデータサイエンスに関する知識や活用能力は、文系・理系といった区分的を超えて社会から求められている現状を踏まえ、文理を問わず全学部生を対象として、AI・データサイエンス分野をリテラシーから応用基礎レベルまで系統的に学修する全12科目の「AI・データサイエンス全学プログラム」を設置している。

このプログラムは、導入教育にあたるリテラシー科目「AI・データサイエンスと現代社会」、各分野の第一線で活躍している実務家からの事例紹介および講師との議論を通じて総合的な理解を深める「AI・データサイエンス総合」の2科目を基礎的な科目として配置している。

さらに、この領域に対して意欲的な学生を対象として、プログラム言語などを習得する科目「AI・データサイエンスツールⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」や実践的な科目「AI・データサイエンス演習A(1)、A(2)、B(1)、B(2)、C(1)、C(2)」が履修可能となっている。

2022年度からは、これらの科目と各学部設置科目を組み合わせた「iDSプログラム」（英語名称：Chuo Intermediate Program for Data Science and AI）の運用が開始しており、所定の科目のうち22単位以上取得するなどの要件を充足した者に対して、修了証としてオープンバッジを発行することとなっている。

⑤グローバルFLPプログラム

本学の伝統である実学教育を通じて修得した専門知識・技能をグローバル社会で発揮することができる「グローバル・プロフェッショナル」の育成を目的としたプログラムであり、すべての科目を外国語で教える全学的教育プログラムとなっている。「グローバル・チュートリアル」と、「指定講義科目」から所定の単位を修得するとともに、体験型学修として、「海外インターンシップ」、「グローバルアクティブラーニング」等から所定の単位を修得することで修了要件を満たすものとなっている。

⑥短期留学プログラム

夏季はアメリカ、カナダ、イギリス、ドイツ、フランス、韓国等の協定校へ、また、春季はアメリカ、オーストラリア、ニュージーランド等協定校へ学生を派遣している。様々な理由で長期留学に挑戦できないが、短期留学ならば挑戦してみたいという学生層へ留学の機会を提供している。

このほか、本学が受け入れる外国人留学生に対する日本語及び日本事情の教育を行う「外国人留学生のための日本語等教育プログラム」を設置している。

○初年次教育・高大連携に配慮した教育内容

本学では、専ら「教わる」学修が中心となる後期中等教育から「自ら課題を設定し、自ら学

ぶ力を養う」高等教育への円滑な移行を促すために、主に初年次において導入的な教育を重視している。導入的な教育を目的とする科目は15名程度の少人数による演習形式で行われているものが多いが、理工学部に関しては各学科の専門性に配慮して、学科別に講義形式の科目も含めた設定がなされている。

具体的な授業内容は担当教員に委ねられているが、その目的は大学生活における自己管理や学生生活の生活設計等の態度・姿勢の涵養、専門書の読み方・レジュメの作り方・プレゼンテーションの行い方など、後期中等教育とは異なる大学での新しい学習の基礎的なリテラシー能力の養成、各学部・学科の専門教育の前提となる基礎知識・能力の構築等にある。各学部における導入教育の詳細については、各学部の項をご参照いただきたい。

また、前述のように、全学共通科目として、大学で学ぶにあたって基本的に身につけるべき学術情報の取り扱い方や自分の意見の発信方法を体系的に学ぶための「学術情報リテラシー科目」を開講している。2023年度は、実習を通じて調べものの基本的スキルを学ぶ「学術情報の探索・活用法」（随意科目）、論文作成に必要なアカデミック・ライティングの技法を学ぶ「大学生のための論文作成の技法（基礎編）」および「大学生のための論文作成の技法（発展編）」の3科目を開講している。

なお、2022年度からは学校法人中央大学が設置する4つの附属高校の2・3年生を対象に、科目等履修生として本学の授業科目を先行的に履修する「附属校生徒を対象とする高大接続先行履修制度」を開始した。この制度は、大学の授業を先行的に履修・体感すること大学での学修に対する意欲を更に高めてもらうことを目的としており、単位を取得した場合は本学のいずれの学部に進学しても要卒単位として認定されるのが大きな特長となっている。

○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育として、本学では「キャリア教育科目」を開講している。本学におけるキャリア教育科目は、学生が自立した社会人・職業人としての自己実現を目指し、自らの将来設計を探るための助けとなるよう考えられた科目であり、その課題は、個々の学生がこうした将来を見通したキャリアをイメージし、そのために意識的な学生生活を送ることをサポートするところにある。そして、「キャリア」とは、単に資格や経歴、職業経験などを意味するのではなく、生涯を通じて豊かな人生を築いていくために不可欠な「自分らしい生き方」を意味している。

以下に示す各学部のキャリア教育科目は、こうした学生の将来設計を探る手助けとなることを目的に全学的に設置するものとして位置付けられている。加えて、キャリア形成に必要な「社会人基礎力（「前に踏み出す力（アクション）」・「考え抜く力（シンキング）」・「チームで働く力（チームワーク）」）」の向上を図るとともに、学生が自らのコンピテンシーを発見し、さらに、学生一人ひとりのキャリア形成に対する意識・意欲を喚起することで、キャリア形成を前向きに捉えるための動機づけを行うことを目的として、「キャリア・デザイン・ワークショップ」を学部間共通の科目として設置している。

[キャリア教育科目一覧]

学部等	科目名
経済学部	キャリアデザイン
商学部	総合講座「働くこと入門10」

文学部	キャリアデザイン（１） ～あなたの人生設計図、描けますか？～
	キャリアデザイン（２）
理工学部	技術と法
	知的財産法演習
	知的財産取扱基礎知識
全学連携教育機構 (学部間共通)	キャリア・デザイン・ワークショップ

※上のキャリア科目は、開設学部 of 学生以外に他学部履修が許可されているものに限る。

＜点検・評価結果＞

すべての学部において、教育課程の編成・実施方針に基づき、科目の順次性や専門教育・教養教育の量的配分に配慮し、授業科目を開設している。また、学生が大学における学修を円滑に開始できるよう、導入的な教育を設置し、配慮を行っている。また、学部単独の科目とは別に、8学部を擁する総合大学の特長を活かした学部間共通科目を多数開設することで、学生の興味・関心に応じてバリエーション豊かな科目選択が可能となっており、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性の涵養に資する教育課程となっている。

＜長所・特色＞

各学部設置されている授業科目と演習科目を有機的にリンクさせた FLP プログラムでは、学部の垣根を越えてフィールドワークなどの実践的な教育活動に取り組むことで、学生の学修意欲向上につながっている。その一端を示すデータとして、在学生アンケートの結果においては、FLP を履修している学生は「社会活動・ボランティア」や「インターンシップ」の活動にも力を入れる傾向がみられており、各活動がオーバーラップすることにより幅広い活動に繋がっているものと思われる。また、修了生の進路先においても、プログラムの目的に沿った進路や希望する企業に就職できた学生が多く見受けられ、同プログラムの高い教育効果を裏付けている。

実社会の課題にデータ分析を応用できる人材の育成を目的として、2021 年度から開始した AI・データサイエンス全学プログラムは、履修希望者が想定より多く集まっており、学生に人気のプログラムとなっている。これを受け、一部の科目については年度途中で講座数を増やすなど柔軟な対応を行うことで、AI・データサイエンス教育の裾野拡大を図っている。また、2022 年度より開設された「iDS プログラム」は、履修者のうち約 7～8 割が文系学部の学生となっており、本学における文理融合型教育の活性化に繋がっている。

＜問題点＞

2023 年度の法学部の茗荷谷キャンパス移転により、多摩キャンパス及び都心キャンパスの学生比率が従来と比べて大きく変動した。法学部都心展開後の FLP 等のプログラムのあり方については、その目指すべき姿と実現方法の全容について全学的な調整がなされるまでには、まだ時間を要する見込みであり、FLP など学部間共通プログラムにおいては、オンライン授業の活用などによりプログラム科目の効果的な実施方式を検討・実施していく必要がある。

＜今後の対応方策＞

FLP プログラムにおいては、多地点をオンラインで繋いで授業を行う方式を採用するなど、授業科目ごとの特性に応じた効果的な授業手法を実施し、これまでと同等もしくはそれ以上の学修成果の創出を図る。また、複数キャンパスにおいて同時履修が可能となることで、これまで FLP プログラムの履修者が少なかった都心キャンパスに通学する学生の履修拡大も見込まれるため、本学の特色ある教育プログラムとして、さらなる活性化を目指す。

AI・データサイエンス全学プログラムについては、社会からの要請や学生のニーズを踏まえ、将来的には全学必修科目化も視野に大人数の履修生に対応した基盤の生成を進めていく。また、受験業界・父母を含めた受験生層へのアピールをすることで、プログラムの認知度向上および活性化を図る。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

＜評価の視点3は大学院対象項目のため割愛＞

評価の視点1：学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

評価の視点2：単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定、適切な履修指導）

評価の視点4：シラバスに基づいて授業が展開されているか

＜現状説明＞

○学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

法・経済・商・文・総合政策・国際経営・国際情報学部では主として講義、演習、実習(実技)が、理工学部ではこれらに加えて実験・実習が主な授業形態となっている。演習科目については1ゼミ15名程度という少人数を目標としている。語学科目では1クラス40名以内で、学生の習熟度に応じたクラス編成を行っている学部が多い。また、講義科目では、多くの学生を対象に知識を体系的に教授することから、大教室・中教室等で実施されることが多く、履修希望者が多数に及ぶ際には複数の授業を開講する場合もある。

学生の主体的参加を促すための環境としては、授業支援システム「manaba」やアンケート・クリッカーシステム「respon」を全学的に導入することで、講義中にリアクションペーパーの提出や小テスト、リアルタイムアンケートなどが実施可能となっている。これにより、大人数授業において双方向型の授業展開が可能となっており、学生アンケートなどでは respon を活用した双方向型の授業科目は好評を博している。また、各教室には大型モニターや、プロジェクタ等の多様なメディアに対応した設備を常備しており、PowerPoint を用いた授業やインターネットを活用した授業など、必要に応じて各授業の教育効果をより高めるための工夫がなされている。

学生の主体的参加を促すための授業方法としては、各授業科目の特性に応じて工夫することで、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置を講じている。講義科目については、科目内容や履修者の人数等によりその実施状況は異なるが、例えば、履修者の多い授業ではステューデント・アシスタント等を活用した授業方法を取り入れる、あるいは逆に、履修者が少ない授業科目の場合には、双方向型の授業となるようグループワークやプレゼンテーションの機会を積極的に学生に与えるなど、それぞれの専門分野における知見の獲得に向けてアクティブ・ラーニングの教育スタイル等も取り入れながら、学生が主体的に参画できるよう工夫を行っている。また、演習科目については、学部によってそのカリキュラム上の位置付けは若

千異なるものの、特に3・4年次に設定される演習科目において、専ら各学生が自ら定めたテーマ等に基づき主体的な学修を進めていく、もしくはプロジェクト型の学修を進めていくことを基本としており、必要に応じて個人またはチームでケーススタディや調査研究（現地への実態調査等）を行うなど、各専門分野に係る主体的な学修活動が展開されている。さらに、学部によっては複数の科目を1つのプログラムとして構成し、プログラムの目的や到達目標に合わせて、実務家を講師として招聘し、具体的なロールモデルを提示しながら学生の主体的な参画を促す工夫を行っているほか、意識の高い学生（3年次以上）に大学院設置科目の履修を認め、その修得単位を学部の卒業単位として算入できる仕組みを整備しているケースもある。特に全学共通科目プログラムであるFLPに関しては、講義や演習科目において、例えばドキュメンタリー番組作成のための取材活動や地域における環境問題への取組み等の見学調査、発展途上国での貧困問題解決や地方自治体が抱える課題解決に向けた政策提言等のための国内外実態調査を取り入れるなど、学生が能動的かつ主体的に学修活動へ参加する仕組みになっている。

このほか、本学のインターンシップについては、課外のキャリアデザイン・インターンシップと正課授業としてのアカデミック・インターンシップの2種類を設置しており、学生が実際に「働く」ことの体験を通じて、仕事をすることの意義を学ぶとともに社会や企業から求められる能力等を理解すること、そして、その経験をもとに更なる学修意欲の向上に繋げ、学生における主体的な学修を促すことを目的として、事前指導（マナー講習等）、実習、事後指導、レポート提出、事後報告会での発表を組み合わせた授業形態を採用している。

以上のように、学生の主体的参加を促す取組みを行っているが、2019年度からは従来の90分授業を「100分授業」とする変更を行ったこともあり、アクティブ・ラーニングの手法を取り入れた双方向型の授業がより増える傾向にある。在学生アンケートにおいても「授業の中で学生同士が議論することを経験した」と回答した割合は、55.3%（2018年度）から69.7%（2023年度）というように推移しており、各授業において学生の主体的な参加を促す工夫が行われているところである。なお、新型コロナウイルス感染症拡大下においてもこの数値に大きな変動はなかったことから、限られた環境においても様々な工夫を講じてアクティブ・ラーニングが実施されていたことがうかがえる。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、すべての授業科目がオンライン授業となった際には、ITセンターが中心となり、教職員・学生を対象にした「中央大学オンライン授業・Web会議ポータルサイト」（現在の名称は「中央大学遠隔授業ポータル」）を作成し公開することで、効果的にオンライン授業を実施できるよう努めた。このポータルサイトでは、オンライン授業の4形態（ハイフレックス型授業、ライブ型オンライン授業、オンデマンド型授業、資料配信型授業）の説明、各授業形態別の教材作成マニュアル、各種ソフト・システムの利用ガイドなどが掲載されており、そのコンテンツについては外部から問い合わせを受けるなど、充実したものとなっている。

○単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数上限設定、適切な履修指導）

単位の実質化を図るための措置としては、以下の通り実施している。

1）シラバスにおける「授業時間外の学修に必要な時間数/週」の明示

「中央大学シラバス作成ガイドライン」を通じてシラバス作成時の注意点として「予習・復習時間の考え方」についての明示し、授業設計・運営における工夫を依頼しており、シ

ラバスにおいては必ず「授業時間外の学修に必要な時間数/週」に具体的な時間数が表示される仕組みとなっている。そのため、各授業科目における「授業時間外の学修に必要な時間数」については、担当教員・履修学生ともに共通認識が形成されている。

2) 年次最高履修単位

各年次・学期における学修密度を保証するために、全ての学部において各年次・学期毎に履修科目登録の上限（年次最高履修単位）を定めている。上限単位数は各学部や年次進行によって若干異なるが、各学部とも概ね40～49単位となっている。

ただし、本学の資格課程科目等は各学部の教育課程の範囲外に課程を設置する開放性を採っていることから上限単位数を超えて履修できる科目も存在し、50単位を超えて履修登録を行っている学生も一部で存在する状況にある。先に述べたように、開放性を採っている課程である以上、必然的に資格課程履修者が通常の学生と比較して履修すべき単位数は多くなる。しかしながら、特に、資格課程の多くを占める教職課程履修者については、介護等体験への参加や教育実習事前指導等、正課外で行うべき活動が多いことから、通常の学生以上に授業外の学習時間の確保、単位の実質化に留意する必要がある。このことから、2019年度に教員養成に関する運営委員会より各学部へ「教職課程履修者における年次別最高履修単位数及び学修指導に係る検討」依頼を行い、各学部においては年次別最高履修単位を設ける、以下の3)で述べる履修・学習指導とは別に、各学部により重点的な追加履修指導を行うなどの取組みを進め、単位の実質化を図っている。

3) 履修・学習指導

各学部とも、1年次入学時における新入生向けの各種ガイダンス、2年次以降の履修ガイダンス、演習募集・履修時や卒論作成時のガイダンス等を実施し、また、履修要項、講義要項等のガイドブックも作成して丁寧な履修指導を行っている。さらに、1年次の演習科目担当者や外国語科目担当者と連動したクラス担任制あるいはクラス（アカデミック）・アドバイザー制度も導入されている。なお、全ての学部で授業期間中において講義に対応するオフィスアワーを制度化し、学生の質問等に継続的に対応している。

○シラバスに基づいた授業展開

各学部とも、全授業科目についてシラバスを作成し、manabaで公開している。シラバスについては、「科目ナンバー」、「授業形式」、「キャンパス・教室」、「履修条件・関連科目等」、「授業で使用する言語」、「授業の概要」、「科目目的」、「到達目標」、「授業計画と内容」、「授業時間外の学修の内容」、「授業時間外の学修に必要な時間数/週」、「成績評価の方法・基準」、「課題や試験のフィードバック方法」、「アクティブ・ラーニングの実施内容」、「授業におけるICTの活用方法」、「実務経験のある教員による授業」、「テキスト・参考文献等」、「オフィスアワー」といった統一的な基準で構成されており、各授業の開始時に実施されるガイダンスにおいて担当教員からの当該授業の説明が行われる際に活用されている。

授業内容・方法とシラバスの整合性については、作成段階において事務局による形式要件を満たしているかどうかのチェックのほか、すべての学部において教務（カリキュラム）委員会もしくは点検のためのワーキンググループ等が第三者チェックを行っており、不適切なシラバスについては教員に修正を求めるなどの取組みを行っている。ただし、具体的なシラバス記載内容と教育内容等との整合に関しては、学期末に実施する「授業アンケート」の全学共通設問

「講義要項(シラバス)に示されていた学習目標や内容と合致していましたか？」にて検証を行っている。直近(2022年度後期)の結果としては、「非常にそう思う」「そう思う」「ややそう思う」の肯定的回答の割合は、全学で9割程度となっており、シラバスの記載事項と授業内容の整合は概ね図られているといえる。

＜点検・評価結果＞

以上のように、各学部教育課程に応じた学生の主体的な授業参加を促す工夫、シラバスの精度の向上・シラバスに基づいた授業に努めており、学生の学習を活性化するために適切な措置を行っている。一方で、一部の学部においては資格課程履修者を中心として年間50単位以上の履修科目を登録している学生がおり、単位の実質化の観点から、継続して履修指導等のきめ細やかな対応に努める必要がある。

＜長所・特色＞

中央大学FD推進委員会が中心となり、全学的なシラバスの充実化にも取り組み、シラバス作成ガイドラインの作成、シラバスシステムのインターフェースの改修を進め、シラバスの充実化を図っている。具体的には、2021年度のシラバスより①事前事後学習の具体的な内容の明示、②アクティブ・ラーニング要素の明示、③クリッカーやタブレット端末等を活用した双方向授業の実施の場合、その旨をシラバスに明示、④実務経験のある教員による授業科目である場合、その旨をシラバスに明示、⑤成績評価の方法・基準の明示、の各項目について記載内容の充実を図った。また、2023年度には科目ナンバーや使用言語に応じた科目絞り込み機能を追加するなどして、履修選択時のユーザビリティ向上を図った。こうした取り組みにより、以前と比して学生が具体的な授業方法・内容等がイメージしやすくなっており、在学生アンケートにおいては「シラバスの内容と異なる事項があった」との理由で受講科目への不満を訴える割合(2021年度:18.7%→2023年度:14.8%)や、「シラバスの記載が不十分だった・わかりにくかった」と回答した割合(2021年度:27.8%→2023年度:21.9%)は減少している。

＜問題点＞

一部の学部においては、教職課程履修者を中心として年間50単位以上の履修科目を登録しているケースがみられ、本学として単位の実質化を推進する観点から、履修指導などきめ細やかな対応を強化していく必要がある。

＜今後の対応方策＞

2022年度から2023年度にかけて全学で一斉にカリキュラムマップの策定や科目ナンバリング制度の運用が開始されるなど、シラバスの記載内容にも連動する全学的な取り組みが進んでいる。こうした取り組みと並行して、シラバス充実に繋がる教員向け研修会等を実施するなどして、大学全体としてさらなるシラバスの充実・改善を進める。

教育職員養成に関する運営委員会と各学部が連携し、年次別最高履修登録上限単位数への配慮を続けるとともに、履修指導の強化等について検討・実施していく。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

＜現状説明＞

○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

1) 単位制度の趣旨に基づく単位認定

大学設置基準第21条には「1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容を持って構成することを標準とし・・・(中略)・・・講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で・・・(中略)・・・実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする」旨が定められており、これを受けて学則第33条でも同趣旨の規定が定められている。

他方、各学部の授業科目は1回の授業時間100分を構成し、年間28週が授業週となっている。ここから一般の講義科目は100分×28回(週1回で通年あるいは週2回で半期)で4単位が付与され、文系学部の演習科目も同様である。語学科目の授業時間及び授業回数も同様であるが、トレーニング＝実技的要素があるため2単位が付与されている。なお、理工学部における演習、実験実習科目の多くは半期1単位～2単位となっている。

また、大学設置基準第21条は「前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を付与することが適切であると認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる」とし、本学の学則第33条第2項は「卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる」としている。これを受けて各学部では「卒業(演習)論文」、「事例研究(卒業論文)」、「卒業制作」、「卒業研究」等、学士課程教育における集大成と位置付ける科目については4単位～8単位と科目の特性に応じて単位数を個別に設定している。

また、既修得単位の認定について、大学設置基準第28条は「大学は、教育上有益であると認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる」とし、これを「外国の大学又は短期大学に留学する場合」について「準用する」と定めている。この規定に基づいて、本学では学則第35条の2及び3において他大学または外国の大学において修得した単位の認定について定めており、交換協定を締結している世界各国の大学及び学生が自主的に留学先を選定した外国の大学で学生が修得した授業科目について60単位を上限として単位認定を行っている。

このほか、編入学の制度を有している法学部、経済学部、理工学部、文学部においては、国内の短期大学あるいは4年制大学からの編入生に関しても、それらの短期大学・大学で修得した授業科目を、各学部の定める単位を上限に単位認定を行っている。

2) 成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置

本学における成績の評価基準は、以下の通りとなっており、成績評価をGrade Pointとして数値化し、総合的な成績評価を可視化するGPA制度を導入している。

評価			評点	Grade Point	
2022年度以降 入学生	2021年度以前 入学生				
S	A	合格	100～90点	4	総履修単位 数としてG P A算出の 際の分母の 計算基礎に なる
A	B		89～80点	3	
B	C		79～70点	2	
C	D		69～60点	1	
E		不合格	59点以下	0	
F		評価不能	未受験等により評 価できないもの	0	

評価については、中央大学学則第三十五条の「授業科目を履修し、その試験又はこれに代わる学習の評価に合格した者には、所定の単位を与える。」との規定に基づき、授業科目の担当教員が試験、論文・レポートなどの成果物や、受講態度、授業への貢献度などに拠って行っている。担当教員は、授業の内容及び形態を考慮したうえで、学修到達度を適切に評価するために相応しい評価方法・基準を各学期のはじめにシラバスで学生に明示し、その内容に基づいて厳格な成績評価を実施している。成績発表後には、学生が自身の成績評価に関して担当教員に照会できる制度を備えており、成績評価の透明性を確保している。

本学における成績評価については、5段階評価による絶対評価を原則としているが、法学部においては、最上位評価の割合に上限を設定することにより、授業レベルを維持するとともに、成績評価の一層の厳格化を図ることを企図して、各講義について最上位評価の割合を全履修登録者の20%以内とする相対評価を導入している状況である（ただし、英語科目におけるアドバンスト・クラスや選択外国語のインテンシブ・コースといった科目については、選拔性、インセンティブの付加、相対評価の適切性等を考慮して、絶対評価による5段階評価としている）。

成績評価の厳格性を担保するための仕組みとしては、各教育組織において評価結果の検証が行われるほか、毎年中央大学FD推進委員会においても、履修人数別の成績評価分布のチェックを行っている。また、大学評価委員会が発行する「学修成果の可視化データ集」においても学部・学科ごとのGPA分布がモニタリングされており、異なるアプローチにより複数回にわたって学内第三者の視点から成績分布をチェックする機会を設けている。全学的な成績分布の可視化・共有化が進んだことで、各学部では成績分布を是正させる機運が高まっており、商学部では「商学部の成績評価の分布のコントロールに関する運用基準」、総合政策学部では「成績評価分布基準」の運用が2023年度から始まるなど、成績評価をより厳格に行うための取組みが活性化している。

○学位授与を適切に行うための措置

本学の学士課程においては、中央大学学則第43条及び第44条に卒業要件について規定しており、各学部では教育目標に沿った学位授与方針を踏まえ、同学則別表二にそれぞれ卒業に必要な単位を規定している。これら卒業要件については、履修要項等で学生に明示している。

具体的な学位授与の手続きについては、所定の能力等を身につけ、各学部が卒業要件として定める単位を修得した者について、各学部教授会における審議を経て、学長が「学士」の学位を授与する（学則第44条、学位規則第20条）こととなっている。なお、2022年度の卒業者数は5,723人であり、2018年4月入学者のうち、修業年限内に卒業した学生は5,045名（88.2%）であった。

＜点検・評価結果＞

成績評価、単位認定及び学位授与について、必要な規定を学則等に定め、これに基づき厳格かつ適正に運用している。

成績評価については、学修到達度を適切に評価するために相応しい評価方法・基準を各学期のはじめにシラバスで学生に明示し、その内容に基づいて厳格な成績評価を実施し、評価後には学生が自身の成績評価に関して担当教員に照会できる制度や成績評価を教育組織間で相互にモニタリングする仕組みを備えており、成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性が担保されている。

＜長所・特色＞

全学的な成績分布の可視化・共有が進んだことで、各学部において成績分布を是正させる機運が高まっており、商学部では「商学部の成績評価の分布のコントロールに関する運用基準」、総合政策学部では「成績評価分布基準」が2023年度から運用されるなど、成績評価を厳格化させるための取組みが活性化している。

＜問題点＞

特になし

＜今後の対応方策＞

中央大学 FD 推進委員会が中心となり、引き続き全学単位での成績分布等のモニタリングを進める。また、2023 年後期からは学生に対して所属学部・学科の GPA 分布の公開を開始することで、大学全体として成績分布等の可視化・共有を進めることで、成績評価の厳格化・適正化に向けた機運を更に高めていくこととする。

点検・評価項目⑥：教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか。

評価の視点1：国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針
評価の視点2：教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況
評価の視点3：外国人留学生に対する教育上の配慮
評価の視点4：国外の高等教育機関との交流の状況

＜現状説明＞

○国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針

本学における教育・研究の国際化を総合的かつ計画的に推進するため、学長を機構長とした国際連携推進機構を設置し、その機構に国際連携推進会議、国際委員会を設置するなど、本学における教育・研究の国際化を総合的かつ計画的に推進する体制を整え、本学の国際化のための諸施策を推進している。

本学における国際交流の推進に関する基本方針については、国際連携推進会議が、国際連携推進会議規程第5条第1号に基づき、本学の国際化に係る目標の設定についての基本方針「中央大学国際連携推進に関する基本方針について」を定め、2023年度は中長期事業計画に合わせた以下の6項目を設定している。

(1) 教育研究の国際化

○外部資金(補助金等)獲得を視野に入れ、『異なる文化や環境において多様な価値観を受け入れ、協働して困難な課題に挑戦できるグローバル人材の育成』を目指し、ダイバーシティ教育並びにアントレプレナーシップ教育の全学的展開を図る。

(2) 学生の海外派遣

○新型コロナウイルスの感染状況に配慮しつつ、昨年度見直しを行った国外留学生学費減免・奨学金の制度の活用等により、留学を志す学生をできる限り多く支援する体制を整え、学生の海外派遣を促進する。

(3) 留学生の受入れ

○海外から優秀な学生を積極的に受け入れるため、国際連携校制度等による留学生の受入れを開始する。

(4) 教職員の国際化

○FD・SD活動を通じて外国語による授業実施スキル等の向上に継続して取り組む。

(5) 国際ブランディング

○現在ある海外拠点(ハワイ、バンコク、上海、ハノイ)のそれぞれの特性を生かし、海外オフィスの利用方法を確立するとともに、交換留学生支援、短期留学プログラムの実施、広報活動等を通じて、本学の国際的ブランド力の向上を目指す。

(6) 総合学園としてのグローバル教育の接続・外部との連携

○附属中学・高等学校の生徒に対して、大学入学後のグローバル化に必要なキャリアパスの理解を図る機会を創出するため、国際センターが実施する各種外国語強化講座等への参加を通じて、総合学園としてのグローバル力の向上に取り組む。

なお、中長期事業計画に掲げられたグローバル化を実現するため、グローバル化推進特別予算を2017年度に創設し、国際連携推進会議の下におかれたグローバル化推進運営委員会において、この予算の運営を担っている。2022年度からは引き続き新グローバル化推進特別予算の運営を担っている。

○教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

本学は全ての学部において半期完結型の学期制度であるセメスター制を導入している(一部通年科目を含む)。半期完結型の授業には、週2回で4単位を付与するもの(専門教育科目の講義科目が中心)と週1回で2単位を付与するもの(教養科目の講義科目が中心)の2つのタイプがある。外国語科目や演習科目については学部により状況が異なり、半期完結型と通年型の両者が混在している。セメスター制を導入することのメリットは、①授業内容がインテンシブになり教育効果と学生の学習意欲が高まること、②学生の科目選択の幅が広がること、③グローバル化に対応した留学生交換等を円滑に行えること、の3点にある。2017年度以降に長期留学した学生の約2割が半期留学であり、セメスター制の利点を活かした海外留学のニーズは高いことが確認されている。

また、各学部においては、教育のグローバル化への対応や、グローバルに活躍できる人材を育成すべく、外国語科目以外に主として英語で教育を行う講義科目を設置しており、その開講科目数は、2023年度時点で、法学部:19科目、経済学部:13科目、商学部:13科目、理工学部:21科目、文学部:14科目、総合政策学部19科目、国際経営学部:253科目、国

際情報学部：32科目、全学教育連携機構：17科目となっている。

このほか、本学の授業科目の国際的通用性を高めるための取り組みとして科目ナンバリングを全学部で導入しており、開講されている授業科目のレベル等に応じて特定のナンバーを付与することで、これに基づく体系的な教育プログラムの実現と、海外大学における教育課程との互換性を高める取組みを行っている。

○外国人留学生に対する教育上の配慮

外国人留学生に関しては入学時のガイダンスのほか、全学的な教育プログラムとしては、「外国人留学生のための日本語等教育プログラム」を設置している。

「外国人留学生のための日本語等教育プログラム」は、中央大学外国人留学生受入れに関する規程第2条第2項に掲げる外国人留学生に対して実施する教育プログラムであり、本学の外国人留学生入試を経て入学してきた学生（学部留学生）と、海外の交流協定校から留学してきた学生（選科生）がその対象となっている。本教育プログラムを構成する科目は、「日本語」「日本事情（1）」「日本事情（2）」の「特別科目」であるが、「日本語」については受講学生のレベルに応じたA系列とB系列に分かれており、学生の日本語の習熟度に応じて4科目8単位あるいは8科目16単位が必修となっている。このように、入学試験の段階において日本語運用能力がその判定基準となっているものの、日本語運用能力の低い外国人留学生に対する授業を別途設置することで、入学後の学修が円滑に行われるよう配慮している。

なお、国際経営学部については、外国人留学生の割合が高いため、上記の全学的教育プログラムとは別に、学部独自の外国語科目として「日本語」がカリキュラム上に設置されている。また、同学部では履修ガイダンスも英語で行っているほか、新入生に配布される履修要項等は、日英併記とすることで外国人留学生に対する教育上の配慮を行っている。

○国外の高等教育機関との交流の状況

1) 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

従来、本学の国際交流においては大学間の全学協定を原則としつつも学部間・大学院研究科間の個別の目的に特化した機関間協定についても柔軟に対応している。2013年度以降は、国際連携推進における基本方針の策定を行うとともに、本学におけるグローバル人材育成を強力に推進していくために、ASEAN 諸国及びハワイを含む環太平洋地域を重点対象と定め、海外拠点をより活用して、組織体制、教育基盤及び国内外のネットワークの充実に注力するものとしてきた。

その結果、協定締結数（5月1日時点）は2017年度：179校であったが、2023年度は機関間協定もあわせて211校と確実に増やしており、国際的な教育研究交流に資する基盤を着実に確立してきている。

このほか、現在の学生交流としては、①外国人留学生（在留資格「留学」取得者）の受入れ、②交換留学生の受入れ及び派遣、③認定留学生派遣、④短期の海外学生の受入れ及び派遣（短期留学プログラム）等を実施している。

学生の派遣について、交換留学においては派遣に伴う応募の傾向として、留学先として人気がある地域にばらつきがあること、人気のある地域においては要求される外国語能力が比較的低い協定校に集中する傾向があったが、近年は留学希望者の語学力の向上がみられ、協定校数増加に伴い各協定校への募集枠が増加していることから、派遣留学生は増加傾向にある。2017年度は131人を派遣し、その後コロナ禍により派遣数が落ち込んだが、2022年度は

142 人を派遣した。認定留学のサポートとして、英語圏並びにヨーロッパ言語圏における協定締結大学以外への留学を希望している学生への支援の一つとして、教育機関として運営されている SAF (スタディ・アブロード・ファウンデーション) と協力提携し、本学が主催する各種プログラムとは別に、英語圏並びにヨーロッパ言語圏への留学を検討する場合の選択肢の一つとして、従来の認定留学同様、留学相談から留学手続きまで行えるような環境を整備している。なお、2020 年より 1979 年に米国で設立された世界最大級のコンソーシアムである ISEP (International Student Exchange Programs) に加盟し、より多くの選択肢を留学希望者に与えることができるようになった。

また、短期の留学機会としては、「短期留学プログラムⅠ・Ⅱ」(4 単位)と「短期留学プログラムⅢ・Ⅳ」(2 単位)を実施し、夏季にはアメリカ、カナダ、イギリス、ドイツ、フランス、韓国の協定校(8 校)へ、また、春季にはアメリカ、オーストラリア、ニュージーランドの協定校(4 校)へ学生を派遣している。様々な理由で長期留学に挑戦できないが、短期留学なら挑戦してみたいという学生層へ留学の機会を提供している。

短期留学生の受入れについては、アメリカ協定校との学生交換のバランス調整のため、“日本”“中央大学”体験プログラムとして実施していた「中央サマープログラム」は 2014 年を最後に中止している。しかしながら、協定校等からの個別の事情に合わせたプログラムの受入れ依頼に基づき、近年ではテネシー州立大学コンソーシアム校(アメリカ)からの依頼を受け、ニーズにあわせた短期受入れプログラムを実施している。受入れ時には本学学生との交流プログラムを必ず組み込み、本学の学生のグローバル感覚の醸成に資することを意識している。

危機管理の点においては、学生の海外旅行保険企業包括契約及びそれに付随する各種委託契約を保険会社等と締結し、本学が渡航承認する各種プログラム(長・短期に関わらず)に参加する学生には共通の海外旅行保険、留学生トータルサポートサービスへの加入を一元化している。近年は新型コロナウイルスの影響で、学生の海外渡航の機会が減っているが、コロナ以前の 2019 年度実績では 1,565 名が加入した。また、あわせて毎年、夏期派遣学生向けは 7 月、春期派遣学生向けは 1 月に危機管理ガイダンスを実施している。その他、本海外旅行保険制度を把握し、トラブル発生時の初動を確認するための教職員向けガイダンスを年に 1 回実施している。なお、国際センター管轄の海外渡航に関する危機管理マニュアルを作成し、毎年、見直しを行っている。さらに、2018 年 8 月に危機事象発生時の広報対応のシミュレーション訓練(初期対応)も実施した。訓練を通して学内の危機管理意識を高めることができたので、今後もこのような取り組みを行い、危機事象発生時に備えていく。

2) 交流の状況

・長期留学

2023 年 5 月 1 日現在、受入れ外国人留学生(私費留学生、国費留学生、公費留学生及び交換留学生)の合計数は 945 名である。そのうちの交換留学生の受入れ人数は、115 名であった。受入れ交換留学生の数は 2017 年度 141 人、2018 年度 190 人、2019 年度 173 人と堅調に増加傾向にあったが、2020 年度 43 人(オンライン含む)、2021 年度 66 人(オンライン含む)と、コロナ禍による入国制限のため一時的に減少に転じた。

一方、本学からの海外派遣学生数(交換・ISEP[2020 年加盟]・認定留学)は、2018 年度 105 名、2019 年度 94 名、2020 年度 11 名、2021 年度 71 名、2022 年度は 142 名となり、2022 年度は新型コロナウイルス感染症拡大前の実績を超える派遣実績(予定)となった。本学学

生の交換留学生派遣及び認定留学生派遣（ISEP 含む）においては、派遣先大学の要求する外国語運用能力の水準が高く、結果として留学意欲のある学生が応募できないという問題が生じていたが、近年は外国語講座との連携により留学希望者の語学力向上がみられる。引き続き本学学生の外国語水準に見合った新規協定校との開拓・締結を強化し、学生の留学機会を促進していく。

・短期留学

文部科学省グローバル人材育成推進事業「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」採択を契機とした全学的なグローバル人材育成の取組みの進展に伴い、学部におけるゼミナール等での海外調査、フィールドワークへの参加者が増加するとともに、協定大学が提供するサマープログラムやウィンタープログラムを通じ着実に学生を海外へ送り出している。

全学部対象の短期留学プログラム（4単位）においては、新規プログラムの開講等で学生の留学機会が増加し、参加者も増加傾向である。2017年度以降の短期留学プログラム参加者数は、2017年度は267名、2018年度は252名、2019年度は282名となっている。2020～2022年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、短期留学プログラムは行わなかったが、2023年度より渡航を再開している。

3) 交流を促進するための取組み

中長期留学を実現するための語学力向上を支援するため、外国語講座を運営し、講座コンテンツの見直しや学修者の利便性向上に継続して取り組んでおり、2022年度の受講者数は約2,000名となっている。そのうち、TOEFL/IELTS 試験対策講座については年4回実施しており、年間約200名弱の学生が本講座を活用して語学力向上に努め、実際に交換留学に応募する学生のうち30-40%が本講座の受講生となっている。

＜点検・評価結果＞

以上のとおり、国際交流の推進に関する方針に基づき、各取り組みを実施している。なお、国外の高等教育機関との交流については学生交換の覚書の締結数160校のうち、135校（約85%）の協定校と交流実績があり、教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取組みは適切に実施されている。

＜長所・特色＞

特になし。

＜問題点＞

本学学生の交換留学生派遣及び認定留学生派遣（ISEP 含む）においては、派遣先大学の要求する外国語運用能力の水準が高いがゆえに、結果として留学意欲のある学生であっても応募できないという問題が生じている。

＜今後の対応方針＞

本学学生の外国語水準に見合った新規協定校との開拓・締結を強化することで、学生の派遣機会を促進していく。

点検・評価項目⑦: 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定
 評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

＜現状説明＞

○学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

本学においては2019年度に「学修成果の把握に関する方針」を策定し、学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標を明文化している。学修成果の測定については、様々な手法・視点から実施されることが望ましいことから、機関レベル・教育プログラムレベル・科目レベルの3階層に分けて測定指標を設定し、客観的指標と主観的指標をバランス良く組み合わせた構成としている。また、全ての学部・研究科において、学習成果と授業科目の対応関係を明示したカリキュラムマップを作成・公開することで、各階層で学習成果の測定が適切に行えるようにしている。

具体的な測定指標として、機関レベルや教育プログラムレベルは、主観的指標として能力自己評価調査（学生へのアンケート調査）や卒業生アンケートを、客観的指標としては進路状況（就職率、進学率）やGPAなどを掲げている。これらの指標については、大学評価委員会が「学修成果の可視化データ集」として毎年の結果を取り纏め、学部長会議、各教授会等へ報告を行っており、教育改善のための基礎資料として活用している。

科目レベルの測定指標としては、主観的指標として授業アンケート、客観的指標として成績評価、各科目の合格率（単位取得率）の3指標を掲げている。

いずれの階層・課程においても、学習成果は各授業科目を通じて修得されとの認識から、客観的指標として成績評価の指標を重視しているが、近年において各種アンケートの充実により、より様々な視点から学修成果の測定を行うよう努めている。入学時には「新入生アンケート」、2年次以降の4～5月には「在学生アンケート」、卒業年の1月～3月には「卒業生アンケート」を実施し、それぞれの場面で学位授与方針にて掲げた「卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度」がどの程度備わっているかの自己評価調査を実施している。これらのデータについては、学生個人の回答を匿名化した上で、各学生が経年でどの程度学修成果を上げたかのパネルデータ分析を行っており、多角的な学習成果の評価を行っている。また、卒業後においては、「卒業生アンケート」を実施することで卒業生のアウトプット段階における在学時の教育に対する評価を行うことで、入学後から10年前後の長期的スパンで学修成果の可視化・把握にも取り組んでいる。

また、これら全学の「学修成果の把握に関する方針」に基づく測定に加え、各学部・研究科においては、教育プログラムの特性に応じて学修成果の測定にも取り組んでいる。

例えば理工学部情報工学科においては、2015年度より、学部教育の集大成ともいえる4年次配当必修科目「卒業研究」の評価基準にルーブリックを導入している。「情報工学科においてルーブリック評価を導入するにあたっては、「卒業研究」を通じて、どのような場面でどのような能力がどのような水準で発現しているのかを点検し、卒業研究に関する学習活動に見られる代表的行動がいつ頃に見られるか、その行動が「卒業するにあたって備えるべき知識・能力・態度」に明示された「8つの知識・能力・態度」のどれに対応するのかを確認を行い、卒業にあたって備えるべき「8つの知識・能力・態度」すべてが「卒業研究」を遂行する上で発現することを確認している。このように情報工学科では学修の集大成である「卒業研究」にルーブリック評価を導入することによって、学位授与方針に定める、卒業にあたって備えるべき「8つ

の知識・能力・態度」を一定水準以上で獲得したことを可視化・把握している。そして、評価水準を細かく定めたルーブリック表を学生に予め明示することで、学修の動機づけ、学生本人が学修成果を把握しやすくしている。また、指導教員が最上位や最下位の評価を付す場合は、その根拠を指導担当以外の教員に示すことが義務付けるなど、評価の客観性・厳密性にも配慮した取組みとすることで、学修成果の厳測定が厳密なものとなるように配慮している。さらに、理工学部全体においても、この情報工学科の先行した取組みを参考としつつ、「2029 年度までには重要科目（必修科目から抽出、ただし「卒業研究Ⅰ」及び「卒業研究Ⅱ」を必ず含む。）は全て成績評価用ルーブリックを作成し、少なくともその一部（単位付与の水準）をシラバス等に記載して学生に開示、それに基づく評価を実施することで、学生自身による学修成果の把握を促すことができる環境を段階的に構築する」ことを目標とし、学修成果の把握・可視化への取組みを進めている。具体的に、2023 年度は「学修評価の観点・基準を定めたルーブリック」を「卒業研究Ⅰ・Ⅱ」と一部科目に導入し、学生の学修成果や達成度を図っていく取組みを開始している。

このほか、文学部においても、教育プログラムに応じた「学修成果の把握に関する方針」を作成し、学位授与方針に定めた「卒業するにあたって身につけるべき知識・能力・態度」を多角的なデータから把握する取組みを開始するとともに、2021 年度から必修科目となった、4 年間の学修の集大成ともいえる「卒業論文」「卒業課題研究」において、統一の評価基準・水準を示すルーブリック表を導入することを目指し、検討を進めている。

この他、法学部においては学生へのヒアリングを通じて学生の学修動向や学位授与方針に対する到達度等を丁寧に確認する機会を設けるなど、教育プログラムの特性に応じた様々な手法を活用して学修成果の測定にも取り組んでいる。

本学における学修成果の測定に係る取組みについては発展途上と認識しており、大学評価委員会が中心となり全学課題として取り組んでいるところである。2020 年度以降は、全ての学部・研究科に対して「学修成果の可視化に係る取組みの推進」を指定課題として設定し、当該課題について改善計画に取組み、毎年の「年次自己点検・評価レポート」に纏めて、大学評価委員会に提出することを義務付けている。また、2021 年度にはカリキュラムマップの全学共通フォーマットを策定し、全ての学部・研究科に対して、そのフォーマットに基づいたカリキュラムマップの策定・公開を求めるなど、全学として学修成果の測定に係る取組みを推進している。

また、教育力研究開発機構においては 2022 年度以降、学生・学習ポートフォリオに係る調査研究及び実証実験を進めている。2023 年度は教育力研究開発機構より、調査研究結果及び導入に係る提案を各学部へ提示し、各学部において学生・学習ポートフォリオ導入に係る検討を行った。検討の結果、2024 年度より全学部において学生・学習ポートフォリオの導入を行うことが決定している。これにより、学修者本人がディプロマ・ポリシーに基づき自身の学修成果を把握できるようになるとともに、教育プログラムレベルにおいても教育成果を可視化できる方法が増えることとなる予定である。

＜点検・評価結果＞

本学においては、2019 年度に策定した「学修成果の把握に関する方針」をベースとして、様々な手法により学修成果の測定が行われており、その手法・内容は適切といえる。一方で、いずれの取組みについても開始から日が浅く、継続して着実に PDCA を回していくことが求められる状況にある。

＜長所・特色＞

特になし。

＜問題点＞

入学時、在学中、卒業時のそれぞれにおいて学生に対する能力自己評価調査（学生へのアンケート調査）を行うことで学修成果の把握を図っているが、在学生アンケートの回答率が例年2割程度となっており、改善の余地がある。

大学評価委員会が中心となり、全学課題として学修成果の測定に取り組んでいるものの、学部・研究科により進捗が異なっており、全学的な底上げが必要な状況である。

＜今後の対応方策＞

アンケートに基づいて改善した事例を紹介したパンフレットの作成など、学生がアンケート回答の重要性を認識するような仕掛けを加えるなどして、アンケートの回答率を上昇させる。

引き続き大学評価委員会が中心となり、全学課題に指定するスキームを通じて各組織に対してトップダウン型の働きかけを行うほか、中央大学FD推進委員会などを通じてグッドプラクティスの共有を図るなど様々な方向からのアプローチを強化することで、全学的な取り組み活性化を行う。

点検・評価項目⑧：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

＜現状説明＞

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

各学部においては、それぞれに設置している組織別評価委員会のもとで、毎年の年次自己点検・評価を行っており、その結果は大学評価委員会が「自己点検・評価報告書」に取り纏めている。各学部の自己点検・評価活動においては、当該年度の「学修成果の把握に関する方針」で掲げられた各種指標や、各学部で独自に設定した評価指標などに基づいて、教育課程の適切性について検証・分析を行うこととなっている。

具体的な検証・分析方法については、各学部により異なるが、全学部共通の手法としては「現状及び改革・各種施策の方向性」を示した文書フォームを各学部が作成するなかで教育課程・学習成果の適切性について点検・評価を行っている。この文書フォームは「特色・長所」、「改善すべき課題」、「今後の改革や各種施策の推進にあたっての方向性」の3項目で成り立っており、それぞれの学部が大学評価委員会に提出することとなっている。

この検証・分析がエビデンスベースの活動となることを企図して、大学評価委員会では毎年「学修成果の可視化データ集」を作成し、内容を各学部教授会で共有している。これにより、学内他学部とのデータ比較が容易となっているほか、このデータ集に誘発される形で各学部がより掘り下げたデータ分析が行われるなど、エビデンスベースの自己点検・評価活動の推進に寄与している。

点検・評価の結果、課題や改善点が明らかになった場合には、各学部の意思により設定する

「自主設定課題」や、大学評価委員長が指定する「指定課題」として取り上げて、各学部における教務員会等が中心となって改善に取り組むとともに、10月頃に半期の取組み状況を、年度末に期末の取組み状況を点検・評価している。

これら点検・評価活動に基づいた改善事例としては、法学部のカリキュラム改革が挙げられる。法学部では、ディプロマ・ポリシーで掲げている「養成する人材像」に関わりの深い演習科目に着目し、特に3・4年次における「専門演習」「現代社会分析」「グローバルプログラム講座」に関する指標データ（卒業後の進路と専門演習等の履修有無）に着目し、進路先などのデータとクロス分析を行った。その結果、法律学科においては専門演習履修の有無による法科大学院進学者の割合に大きな差が生じていた。また、全学科に共通している点として、公務員や民間企業など就職の実績という点で大きな差が出ており、卒業後の進路と専門演習の履修有無との深い関連性が確認された。この分析・検証に基づき、法学部では2023年度のカリキュラム改革において、ゼミ論文の単位化や専門演習のクラス数増など、演習科目の充実化を図っている。

また、学部単位の点検・評価とは別に、全学的に教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行う機会として、各学部から1名選出された委員で構成される「学士課程教育分野系評価委員会」の活動を行っている。同委員会では、本学の学士課程教育における教育課程及びその内容、方法の適切性について全学横断的に点検・評価等を行い、その結果を「自己点検・評価レポート」および「自己点検・評価結果に基づく最重要課題」として取り纏め、大学評価推進委員会を通じて大学評価委員会に提出している。

これらの全学横断的な点検・評価活動で明らかとなった課題については、学内の然るべき組織の手によって改善活動が進められるが、近年においては中央大学FD推進委員会が中心となり、改善に取り組むケースも多くなっている。この委員会は、学部長、大学院研究科委員長から互選された者、各教授会及び研究科から互選された者、関連事務室職員等から構成され、全学的なFDの企画及び実施、各学部及び大学院各研究科におけるFDの連絡・調整、FDに関する情報の収集・提供等を行うこととなっている。2021年度においては成績評価の厳格化に係る取組みの推進（GPA制度の検証、成績評語の見直し）、2022年度においては科目ナンバリングの全学共通ルール策定、2023年度においては全学ディプロマ・ポリシーのルーブリック評価表について検討を進めており、全学的な教育内容・方法等の改善に寄与している。

＜点検・評価結果＞

教育課程及びその内容、方法の適切性について、適切な根拠に基づく点検・評価を学部単位、全学単位で毎年度実施している。また、点検・評価の結果、明らかとなった課題については、然るべき組織の手によって改善活動が行われるなど、本学の教育課程及びその内容、方法に係るPDCAサイクルは適切に機能しているといえる。

＜長所・特色＞

全学的な教育課程及びその内容、方法の適切性について学士課程教育分野系評価委員会が点検・評価を行い、その結果明らかとなった課題については、中央大学FD推進委員会が中心となって改善施策の検討・実行に取り組むPDCAサイクルが定着しつつある。

＜問題点＞

特になし。

＜今後の対応方策＞

中央大学FD推進委員会では、課題毎にワーキンググループを構成し、委員がワーキンググループのメンバーとなって施策の検討を行ってきた。今後においては、委員以外から当該課題分野に知見のある教職員の参画を要請するなどしてワーキンググループの組織構成を柔軟にし、よりスピーディーかつ深い議論ができる工夫を講じることで、改善施策の検討・実行機能を更に高めていく。

以上